八王子ファミリー・サポート・センターのきまり　令和5年10月1日改正

（会員とは）

第1条　会員は、八王子ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）の趣旨を理解し、育児の援助を行う者又は育児の援助を受ける者であって、次の条件に該当する者とする。

2　依頼会員に登録できる者は、八王子市に居住し、生後1か月健診終了後から小学6年生までの子どもと同居する保護者。

3　提供会員に登録できる者は、八王子市に居住し、援助活動を行うことができる18歳以上の者であって、心身ともに健康な者。

4　提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

5　会員は、センターの活動においては、この「きまり」に定めるところによらないで、会員相互に援助活動を行い、又は受けてはならない。

（入会について）

第2条　依頼会員として入会を希望する者は、センターの仕組みを理解するための説明会に参加しなければならない。

2　提供会員として入会を希望する者は、センターが実施する講習を受講しなければならない。

3　第1項・第2項に定める説明会及び講習を受講した者は、会員として登録され、会員証が発行される。

4　会員は、登録事項に変更が生じたときは、速やかにセンターに変更届（第4号様式）を提出しなければならない。

（退会について）

第3条　会員は、会員資格が喪失、或いは辞退しようとするときは、辞退届（第4号様式）を提出しなければならない。

2　会員は、会員資格の辞退届を提出する際は併せて、会員証をセンターに返還しなければならない。

（会員資格の喪失について）

第4条　会員はこのきまりの規定に違反したとき、または会員としてふさわしくない行為をしたときは、会員の資格を喪失する。

（守秘義務について）

第5条　会員は、援助活動により知り得た家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密をもらしてはならない。退会後においても同様とする。

（援助活動の内容について）

第6条　提供会員が行う援助活動は、恒常的又は臨時的に行う次の各号に掲げる活動とする。

（1）保育園、幼稚園、小学校その他これらに類する施設（以下「保育施設等」という。）の開始時間までの預かり。

（2）保育施設等の終了時間後の子どもの預かり。

（3）保育施設等と援助活動を行う場所との送迎。 ただし、災害時においてはこの限りではない。

（4）子どもの病気の回復期又は保育施設が休みの場合等の子どもの預かり。
ただし病気回復期に預かる場合には、受診等による医療機関等の確認が必要。

（5）前各号に掲げるもののほか、依頼会員の仕事と育児の両立のため、また、依頼会員の諸用事参加の際に必要となる援助活動。

2　提供会員が一度に預かることができる子どもは、原則1人とする。

3　援助活動を行う場合、子どもは、大人から大人へ引き渡しとする。

4　提供会員は自転車での送迎は行わない。

5　子どもの宿泊を伴う預かりは行わない。

（援助活動を行う場所について）

第7条　援助活動は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は依頼会員の家庭において行うこともできることとする。 なお、子どもの3－4か月健診終了までは、保護者在宅の依頼宅においてサポートを行うこととする。

（援助時間）

第8条　提供会員が援助活動を行う時間は、午前6時から午後9時までの間の必要と認められる時間とする。

（依頼から援助活動までの流れについて）

第9条　依頼会員は、援助を必要とするときには、センターに対して援助の依頼の申し込みをするものとする。

2　アドバイザーは、依頼を受けた子どもの状況によって訪問し、子どもの状況確認を行う場合がある。

3　援助の内容、日時等の条件に合う提供会員へセンターから連絡が入る。

4　依頼会員は援助を受ける場合、その内容を提供会員と援助対象者、アドバイザー同席で事前に協議しなければならない。事前協議を行う場所は、原則援助活動を行う場所とする。但し、送迎のみの場合は依頼会員宅で行うものとする。

5　依頼会員は援助を受けるときに、事前にセンターへ報告しなければならない。

6　提供会員は、援助活動を行うに当たって、子どもに事故が生じないよう、安全及び衛生に十分配慮しなければならない。

7　提供会員は、援助活動報告書を翌月15日までにセンターに提出するものとする。

8　前項の援助活動報告書を提出する前に、依頼会員の確認を受けなければならない。

（援助活動の謝礼等について）

第10条　依頼会員は、援助活動終了後、別にセンターが定める基準に基づき、依頼会員と提供会員が協議して定めた額を、謝礼として提供会員へ支払うものとする。

2　前項に定める謝礼のほか、依頼会員は、提供会員に対し、交通費等の実費を支払うものとする。

（活動上の禁止事項）

第11条　両会員の指名はできない。

2　提供会員は依頼会員宅の鍵の取り扱いはできない。

3　会員は、援助活動において物品の販売、政治、宗教、利益等を得る行為を行なってはならない。

4　依頼会員は、第6条第1項に掲げる内容及び第9条第4項で確認する事前協議の内容以外の援助を求めてはならない。

（提供会員の自家用車の使用）

第12条　提供会員は、子どもの安全確保策や万一事故等が発生した場合の対処方法等についてあらかじめ依頼会員と十分な協議を行い、依頼会員の同意があった場合に限り、自家用車（自動二輪車を除く）を使用してサポート活動を行うことができる。

2　提供会員は、自家用車を使用してサポートを行おうとするときは、あらかじめ、「自家用車使用届（様式１）」によりセンターに届け出なければならない。なお、届け出た内容に変更が生じた場合も同様とする。

3　依頼会員は、提供会員の自家用車を使用したサポートを受けようとするときは、あらかじめ、「自家用車によるサポート同意書（様式２）」をセンターに提出しなければならない。なお、提出した内容に変更が生じた場合も同様とする。

4　センターは、自家用車の使用について支障があると判断した場合は、その使用を制限することができる。

5　依頼会員は、提供会員の自家用車によるサポートを受けた場合の前条第２項に基くガソリン代の実費について、算定が困難なときは、走行距離に応じ、１キロメートルにつき２０円として積算した額の実費を提供会員に支払うものとする。なお、１キロメートルに満たない距離は切り上げる。

6　提供会員の自家用車を使用する場合のチャイルドシートの確保については、原則として依頼会員が行うものとする。